

緑の募金事業・特定公募事業
「国民参加による災害に強い森林づくり事業」募集要領

1.目的

これまでの活動を通じて林業技術などを蓄積し、林業団体等専門家と連携し一層高度な活動を展開し得る団体を中核として支援することにより、生活の場に身近な海岸林や森林などを対象として、「国民参加による災害に強い森づくり」を推進し、もって森林の持つ公益的機能の増進、地域における安全・安心な生活環境の確保に資する。

2.支援対象事業

次の（１）、（２）、（３）のすべての要件を満たす事業を支援対象とする。

- （１）ボランティア団体等が、単独又は他のボランティア団体、自治体等と連携して企画・実施する事業で、１の目的達成に資するものであること。
- （２）次の事業のいずれか、あるいは複数の事業を行うもので、全国的見地からモデル性があるものであること。
 - ①被災森林の復旧（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む）
 - ②災害を予防する森林づくり（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む）
 - ③海岸防災林の整備（簡易な森林土木工事と一体的に行うものを含む）
 - ④森林の整備と連携して行う林業・森林土木技術の研修
 - ⑤森林の整備と連携して行う普及啓発活動
- （３）事業案内板やパンフレット等により、事業趣旨の周知を図ること。

3.支援事業期間

事業は、１年以内に完了できるものであること。

4. 申請者の応募条件

応募できる者は、次の要件のすべてを具備しているものとする。

- （１）自主的、組織的な活動により事業を完遂できる能力を有していること。
- （２）交付金の使途に係る条件を確実に遵守できること。
- （３）営利を目的としない民間団体（公益社団・財団法人、特例民法法人、「特定非営利活動促進法」（平成 10 年法律第 7 号）に基づき認証された法人又はこれに準じる非営利団体）であること。

5. 緑の募金交付金の交付対象経費

科 目	区 分	細 分	摘 要
行動費	受入施設費	宿舍、会場 借り上げ等	公共施設等を宿舍や会場として一括借り 上げする場合のみ
		交通費	人員輸送
		公共交通	集合・解散場所から作業現地までの実費
	保険料		ボランティア等傷害保険料
環境整備費	作業道等整備費		作業道、歩道、看板等整備経費
資材費	作業機材	購入	
		借り上げ料	
	普及広報等資材	購入	発注品の購入を含む
		借り上げ料	
資材等運搬費	運搬費		車両借り上げ料
指導者経費	謝金等		旅費・宿泊費を含む
事務費	人件費		旅費を含む
	事務用品費		
	印刷費		
	通信費		
	その他		

(注1) 次の経費については、交付の対象となりません。

- ① ボランティアの労賃
- ② ボランティアのホテル、旅館、厚生施設等の宿泊費

(注2) 全体計画を効果的に実施する観点から、次の経費を対象とします。

- ① 資材費
製材・杭等土木・建築・木工用資材、倉庫等展示施設用資材（ログハウス等を含む。）、
普及広報資材（ホームページ作成等を含む）、募金資材等作成費
- ② 指導者経費
森林土木、森林整備、環境教育などの専門家の指導謝金
専門家は、森林土木、森林整備、環境教育などに精通し、本事業を安全かつ確実にを行う
ために必要な知識、技術を有する者として、公的機関（NPO を含む。）が認める者又はこ
れに準ずる者
- ③ 事務費（交付金額の20%以内）
事業の実施に必要な職員の人件費（交付金額の10%以内）及び旅費、参加者の募集経費
等

6. 「緑の募金交付金」の交付限度額

公告により定めた額を限度とする。

7. 応募方法

別に定める「緑の募金事業・特定公募事業・国民参加による災害に強い森林づくり事業応募申請書」（要領様式）によるものとする。なお、追加資料等を求められた場合は、それに応じるものとする。

8. 公募方法

(社)国土緑化推進機構のホームページ、都道府県緑化推進委員会、各種のボランティア関連会合等を通じた一般公募とする。

9. 公募期間

公告により定めた期間とする。

10. 事業の採択決定及び通知

応募申請書をもとに有識者等による事業審査会にて審査のうえ、社団法人国土緑化推進機構理事会の議決を経て採択を決定し、応募申請者に通知する。また、事業審査会は、必要に応じ応募申請者にヒヤリングを行う。

なお、社団法人国土緑化推進機構理事長は、効果的な事業実施のために、申請内容の修正など条件を付することができるものとする。

11. ヒヤリング

進捗状況等の確認のために、助成対象団体の事業担当者を対象としたヒヤリングを行う。

12. その他

交付金等に係る細部事項は「緑の募金交付金交付要綱」に定めるとおりとする。

事業採択後の実施に当たっては、美しい森林づくり推進国民運動「フォレスト・サポーターズ」の運動の推進に努めるものとする。